

文化審議会文化政策部会
文化財ワーキンググループ 意見のまとめ(案)

- 本WGでは、文化財保護法に基づく「文化財」（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）、「埋蔵文化財」及び「文化財の保存技術」の振興方策について検討を行った。
- その際には、従前の文化財の保存・活用という文化財施策にとどまらず、地域振興、観光振興、経済発展及び国際社会への貢献も含め、新たな「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政の展開を図る視点から、検討を行った。

1. 新たな時代の中で「文化財」が「文化力」構築に果たす役割

【これまでの取組】

- 我が国には、地域の風土や生活、他国の文化との交流等を通じて生まれ、現在まで守り伝えられてきた文化財が、多様で豊かに存在しており、このことは、我が国の誇りでもある。そして、この多様で豊かな地域文化の厚みが、日本文化全体の豊かさの基盤を成している。
- これまでの文化財行政については、世界に先駆けて制定された文化財保護法に基づき、文化財の種類の特種及び保護措置の多様化が図られるなど、時々の社会の変化等に応じた見直し、改善が図られ、一定の成果を収めてきた。

【新たな時代において求められる文化財の役割】

- 世界的に見ると、政治、経済におけるグローバル化の進展に伴い、文化的アイデンティティの危機が叫ばれる中、文化の多様性は、豊かで多様な世界を醸成し、地域社会や各国の持続的な発展を促すものとして、保護を図っていくことが必要と考えられている。
- 我が国においても、政治、経済のグローバル化の進展や、過疎化や少子高齢化の進展等により、地域社会の衰退が指摘され、地域の多様な文化の存続が危ぶまれている。
- 地域のアイデンティティを確保し、地域のきずなを維持していく上で、各地域において長い歴史を経て育まれてきた地域文化の精華である文化財はその礎であり、後の世代に確実に継承していくことが必要である。
- 我が国を、真に、活力ある地域主体の社会として再構築していくためには、個性あふれる地域づくりを進め、地域の活性化を図っていくことが重要となっている。
- そのような中、文化財は、心豊かな国民生活の実現に資することはもとより、近年は、地域振興、観光振興、経済発展及び国際社会への貢献にも資するものであるとの認識が高まり、その役割の拡大が求められている。

- 国民の意識調査においても、文化財に対する関心は高く、それとともに、文化芸術への支援が社会の活性化や経済振興に貢献するとの意識も高い。一方、社会全体で文化財を継承していくための環境が十分に醸成されているとは言い難い状況であり、人々が地域の多様で豊かな文化財についての理解を深め、社会全体で文化財を継承していくための環境を整えることが必要となっている。

【新たな文化財行政の展開】

- このように、文化財に求められる役割が増大していることから、人々が生活の中で文化財を守り、継承するとともに、文化財が心豊かな国民生活、活力ある社会、真の経済発展をもたらすという新たな国家戦略、言い換えれば新たな「文化芸術立国」の時代に対応した文化財行政を展開することが必要である。
- そのためには、日本文化全体の基盤である地域の多様で豊かな文化財を、幅広く捉え支えることにより、真に活力ある地域主体の社会を構築し、ひいては、我が国全体が活力ある社会として昇華し得る環境の醸成を支えていくことが必要である。
- 具体的には、これまでの文化財保護制度に加え、指定等された文化財そのもののみならず、その周りの地域における多様な文化財や文化財を取り巻く環境にも視野を広げ、これらも合わせ、これまでの点としての保存・活用のみならず、線又は面として総合的に保存・活用を図っていくことが必要である。このことで、地域の人々の文化財への理解増進や文化財保護への支援が得られる環境を醸成し、結果として、文化財の継承を確かなものとしていくという方向での展開が図られるような行政の在り方について検討が必要である。
- その際には、文化財に求められる役割が多様化しており、関係省庁等との一層の連携の強化が重要である。

2. 文化財のもつ潜在力を一層引き出すための文化財行政への展開

(1) 「文化力」の発信のための文化財の公開・活用の在り方

①文化財の公開、活用を促進するための方策について

【公開、活用の在り方】

- 文化財を守り、継承、発展させていくには、社会全体において、文化財への理解を深め、関心を持つことが重要とであり、文化財の公開・活用についても積極的に取り組むことが必要である。
- 文化財の公開・活用に際しては、文化財を将来の世代に持続的に継承するため、文化財の持つ特性等や昨今の科学技術の進展等も踏まえ、文化財の持つ魅力をより一層引き出すとともに、文化財の価値を適切に継承していくための公開・活用の在り方について検討が必要である。
- また、近代の文化財等で、現時点では指定には至らないものの一定の価値が認められるものを、登録文化財として緩やかな保護制度のもと保存・活用を図っているものがある。これらは、将来的に一定の保護の措置を図っていく必要

が生ずることも考えられ、活用を行いながらも文化財としての価値を継承していくことについて留意することも必要である。

- 文化財の公開・活用については、例えば、欧州で行われている、普段は非公開の文化財を一斉に公開する「文化遺産の日」のような取組等を参考としつつ、地域の人々とも連携を図り、幅広い人々に文化財に接する機会を提供する取組を充実することについて、検討が必要である。

【公開、活用促進のための支援の充実】

- 文化財の公開、活用の促進に際しては、魅力ある活用環境の整備に加え、安全性の確保や文化財の価値を損なわないよう配慮することが必要で、そのための施設設備等の条件整備を図るとともに、文化財の魅力を適切に伝えるための人材の育成や活動を持続していくための組織作りが重要であり、これらへの支援措置の充実が必要である。

【文化財の魅力の再発見を促す展示機能等の充実】

- 文化財に親しみを持ってもらうためには、美術館・博物館等における展示機能の充実はもとより、人々の注目を獲得するような展示の企画力の充実も必要である。
- 博物館等における文化財の公開・活用については、学校教育との連携や児童生徒等と文化財をつなぐ人材の確保、育成やその仕組み作りについて検討が必要である。
- 博物館等の所蔵する魅力ある豊富な文化財を広く国民に情報提供を行うため、博物館等所蔵の総合データベースの構築が必要である。

②地域の活性化を促す文化財の活用について

【地域の活性化に資する文化財の魅力の再構築、発信】

- 地域の活性化には、文化財の活用が有効であり、出来るだけ身近なところから文化財に関心を持ってもらい、地域の文化振興の動きにつなげていくような取組は、地域コミュニティの形成、再興の面からも有効である。
- 文化財を活用した地域づくりを推進する際には、地域に受け継がれた文化を継承しつつ、新しい文化との融合を図っていくことも重要で、その際には、活動の核となるアート・マネジメントのリーダーのような役割を果たす人が重要であり、そのための支援も必要である。
- 指定文化財や登録文化財のみならず、地域の身近な文化財を総合的に捉え、周辺環境も含めた地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針（マスタープラン）として、「歴史文化基本構想」策定の考え方が提示されている。本構想の策定は、地域の魅力の再発見を促すとともに、人々を引きつける魅力ある地域コミュニティの形成にとっても有用であり、市町村の策定する構想を推進するための支援策の充実が必要である。

(2) 文化財を将来の世代に持続的に継承するための適切な保存の取組

①適切な保存のための取組の充実について

【文化財の適切な保存のための取組の充実】

- 文化財の一層の活用を図りながら文化財を将来に持続的に継承するため、適切な保存の取組が必要であるが、地域社会の変化、担い手の不足、原材料の不足等によりその取組が困難な状況にあり、その対応について検討が必要である。
- 現時点では、文化財の全体像の把握には精粗があり、適切な保護措置を講じていくためには、まず、その分野における全体像を把握するとともに、文化財情報の集積を行うことが必要である。
- これまで、指定及び登録等の制度を設け保護の措置を講じてきたところであるが、今後、有形文化財、無形文化財を通じて、文化財の種別・性質等に応じ、文化財としての保護対象の範囲の拡大、文化財の周辺環境を含めた保護の措置を講ずる方策などについて検討が必要である。その際には、登録制度や「歴史文化基本構想」の活用も有効である。また、都市行政や産業振興等他分野の施策との連携を深めることが重要となる。

②文化財の計画的な保存修理、防災対策の実施について

【長期にわたる修理計画の立案、計画的な整備の実施】

- 我が国の文化財は、材質的にぜい弱なものも多く、良好な状態が保たれるよう適時適切な保存修理や防火・防犯・耐震を含めた防災対策の取組が重要で、そのための支援の充実も必要である。
- 文化財の適切な保存修理等を実施するには、各分野における文化財の全体像を把握し、計画的かつ継続的に措置を講ずることが必要である。

【日常的な維持管理の充実】

- 文化財の保存のための取組には、所有者による日常的な管理を適切に実施しつつ、その劣化状況等を把握した上で、きめ細やかな対策を講じていくことが必要であり、所有者における維持管理の充実に資する対策について検討が必要である。

【周辺を含めた広域的な防災体制の構築】

- 文化財の防災対策については、文化財単体での防災設備の設置等の推進を図るとともに、周辺も含めた防災計画について、防災設備等のハード面の整備とともに、防災体制等のソフト面での整備も併せて検討が必要である。

【原材料の確保】

- 修理等に不可欠だが、確保が困難な原材料については、新素材の研究等も含めその確保のための対策についての検討が必要である。

③文化財について理解を深めるための方策について

【子どもの頃からの文化財に関する教育及び親しむ機会の充実】

- 次代を担う子どもたちが、伝統的な文化や文化財について教育を受け、保護に対する理解を深めることや、それらに親しむことは、子どもの持つ個性を伸ばすとともに、感性を育むために重要である。

- 学校教育においては、学習指導要領の記述も充実されてきており、学校教育を通じた、伝統的な文化や文化財について理解を深めるための教育やそれらに親しむ機会の充実を図るための取組について検討が必要である。

【文化財の保護に関する理解の増進、支える仕組の構築】

- 文化財を将来の世代に持続的に継承していくためには、人々が文化財についての理解を深め、文化財を国民共有の財産として共に守っていこうという機運を醸成し、社会全体で文化財を支える仕組みを構築していくことが必要である。
- 文化財が近寄り難いと感じていたり、文化財に対する関わりの稀薄であった人々が、文化財に対する親しみや理解を深めるため、文化財の持つ価値等について解りやすく人々に伝える取組の充実が必要である。
そのためには、文化財の公開や市民、NPO法人、企業、人材育成を担う教育界等の幅広い参画による文化財保護の取組等の充実についての検討が必要である。
- 文化財の保護に大きな貢献を果たしている国指定等文化財への税制上の優遇措置に加え、その更なる充実に努めるとともに、NPO法人や公益法人、個人、企業が地域において行う文化財の保存・活用への取組について、金銭的な寄附の促進はもとより、保存活動への参画や資材の提供などを含めた文化財保護への多様な貢献の在り方等についての検討が必要である。

(3) 無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成

①伝承者養成の在り方について

【無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者養成の方策】

- 我が国固有の伝統と文化を反映し、長い歴史の中で受け継がれてきた無形の文化財や文化財を支える技術・技能の継承が危惧されており、重点的に手だてを講ずるべきである。
- 伝承者等の養成には、各々の分野において、その裾野の拡大を図るとともに頂点も養成するといった形の、双方への手当が必要である。
- 伝承者の養成に際しては、技術・技能の研鑽、伝承が図られる機会を適切に確保するとともに、保持者に続く伝承者の養成を充実させていくことが必要であり、文化財保護の対象の拡大や研修機会の充実など、各分野の実情を踏まえ、新たな養成の仕組みやそれに対する支援の在り方についての検討が必要である。
- 無形の文化財や文化財を支える技術・技能については、単なる伝統の保存・継承にとどまらず、社会の変化や時代の要請等に応じ、日々の錬磨を経て創意工夫がなされ、伝統的な“わざ”を基幹としつつ創造・発展してきた面を持つ。これらも踏まえ、伝統的な技術・技能の振興の考え方について検討が必要である。

②担い手の裾野の拡大方策について

【教育、研究機関等との連携の方策】

- 無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者の裾野の拡大を図るため、学校教育や研究機関等との連携を強化することが必要である。
- 学校教育においては、学習指導要領の改正により、伝統文化に関する記述は充実してきている。学校教育における指導の充実には、例えば、伝統芸能に関し、関係団体等から実演家を学校に派遣し、教師とともに指導をするなどの積極的な支援が必要であり、このような取組が全国的に広がりを持った恒常的な形で行われる仕組み作りについての検討が必要である。また、その際には、学校と実演家・団体等を仲介し、コーディネートする人材が重要であり、そのための支援等の検討も必要である。

【無形の文化財や文化財を支える技術・技能の価値の浸透を図るための方策】

- 無形の文化財や文化財を支える技術・技能について、国民文化祭等の活動を通じ親しむ機会を増やすとともに、理解を深めるための取組の充実についての検討が必要であり、それらの価値の浸透等を図るためには、顕彰等の活用も有効である。

（４）文化財を通じた国際協力・交流の推進

①文化財保護の国際協力の推進について

【国際協力の推進】

- 我が国に蓄積された高度な知識、技術、経験等を生かした文化財保護の国際協力は、我が国が世界における多様な文化の発展に積極的に貢献していく上でも重要である。現在、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心とした取組を推進しており、本コンソーシアムの会員を増やすなどにより、関係省庁や研究機関等とも連携を図りつつ、更にその取組の強化を図ることが必要である。
- 文化財保護の国際協力は、財政上の措置のみならず、海外での文化財の保存修復活動を通じた現地での人材育成を行うなど、現地における効果的な協力を行ってきており、このような支援策の一層の充実が必要である。
- 一方で、その活動内容や実績が国民や国際社会に十分に認識されていないのが実状で、国際協力の推進には、これらの活動についての国民の理解や関心を高めることが必要であり、成果の周知や広報活動の在り方についての検討が必要である。

【文化財保護の国際協力に係る人材の育成】

- 文化財の保存修復の技術者等は、プロジェクト毎に離散を繰り返すなど、人材が離散しやすい。我が国の文化財保護の国際協力を効果的に推進するため、文化財保護の国際協力に係る人材の恒常的な活用資する仕組みについての検討が必要である。
- 国際協力に係る人材の育成のため、学生等が国際協力関係機関で学んだり、プロジェクトに参加できる機会を設けるなど、海外で活躍できる文化財の保存

修復に係る人材の育成に取り組むことが必要である。

- 将来的な文化財保護の国際協力に係る人材を育成するため、人類共通の貴重な遺産を国際社会が守ろうとしていることについて、学校教育においても指導の充実が必要である。

②文化財を通じた国際交流の推進について

【国際発信の強化のための方策】

- 文化の多様性について共感を得て、諸外国との相互理解を増進するためには、海外に日本文化を発信するとともに、海外の文化を理解するための取組の強化が必要である。
- 美術工芸品に加え、伝統的な芸能や技能等も含めて日本の伝統文化を戦略的に海外に発信する取組の充実を図ることが必要であり、そのための支援の充実も必要である。

3. 文化財行政における「国」、「地方」、「新しい公共」各々の役割及び連携

【総論】

- 文化財は、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない国民共通の財産であるとともに、各地域において長い歴史を経て育まれてきた地域文化の精華であり、真に地域主体の社会を構築する際の礎となるものである。
- 地域文化を確実に継承していくためには、地域全体で、地域社会に係わるあらゆる主体の参画を得ることが重要で、それぞれの主体が地域文化の継承に係わることにより、地域全体で文化の継承の機運が高まり、地域振興や地域コミュニティの活性化にもつながっていく。
- 地域文化を継承していくための取組は、国や地方公共団体に加え、新しい公共の在り方として、地域の人々やNPO法人などの民間団体が自ら活動に参画するなど、各々の役割を明確にしつつ、相互に連携を図りながら推進していくことが必要である。

【国の役割等】

- 国民共通の財産である貴重な文化財は、過去の世代から託され、将来の世代に確実に継承すべきものであり、今日まで、文化財保護法に基づき国が主導的な役割を担い保護の措置を講じ継承してきた。今後とも、将来の世代に持続的に継承するための文化財の適切な保存の取組は、国が主導的な役割を果たすことが必要である。
- 我が国は、現在、ユネスコ無形遺産保護条約に基づく「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に16件が記載されるなど、世界的にも伝統文化の豊かさが高く評価されている。また、地域の風土や生活を反映した文化財は、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札として期待も高まっており、成長戦略の一環として、国がその保存・活用について積極的な支援を行うなど、主導的な役割を果たすことが必要である。

- 地域で継承されてきた伝統的な文化は、地域の人々のよりどころとして連帯感を育み、共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っている。地域の多様で豊かな文化財の継承は、各地域で主体的に取り組むことが基本であるが、多様かつ特色ある地域文化は日本文化全体の基盤を成すものであり、その継承が危ぶまれる中、我が国の多様で豊かな文化財を継承するための取組について、国が積極的な支援を行うことが必要である。
- その際には、寄附の促進及び税制上の優遇措置等についても的確に施策を講じることが必要である。
- 国民に対して、文化財について理解を深めるための取組やNPO法人などの民間団体が主体となって社会全体で文化財を支える活動についても国として積極的な支援が必要である。

【地方公共団体の役割等】

- 文化財は、地域の文化と密接な関連を有するものであり、地域の人々の心のよりどころとなることはもとより、地域振興や観光振興等への貢献を果たすものである。地方公共団体においては、「歴史文化基本構想」の策定を推進するなどにより、域内に存在する文化財を総合的に把握し、点としての保存・活用のみならず、線又は面として総合的に保存・活用する方策について検討が必要である。
- 地域の文化財については、地方公共団体が主体となって地域の文化財を総合的に把握し、保存・活用の取組を推進していくことが必要であり、そのための財政措置の充実を図るとともに、文化財行政を地域におけるまちづくりや観光・ビジネスなどの幅広い視点で考えることができる体制への展開について検討が必要である。

【新しい公共の役割等】

- 新たな時代における文化財を支える仕組みとしては、「国」、「地方」といった「官」だけが「公」を担うのではなく、広く地域の人々が参加し、社会全体で応援するという「新しい公共」の考え方にに基づき、積極的にNPO法人などの民間団体や地域の人々が参加できる基盤を形成し、積極的な「民」の活力を生かす取組が必要である。
- NPO法人などが自立した活動や多様で自発的な活動を支えるための基盤整備等への支援についての検討が必要である。